

一般財団法人 社会変革推進財団 ヘルスケア休暇制度規程  
(2024年6月18日制定)

(定義)

第1条

ヘルスケア休暇制度（以下、本制度という。）とは、一般財団法人社会変革推進財団（以下、本法人という。）職員の私傷病の際に使用できる有給休暇制度である。

(制度の趣旨)

第2条

本制度の趣旨は、本法人職員の福利向上を図ることにある。

(適用範囲)

第3条

本制度は、次の各号に規定する職員に適用する。

- 本法人の就業規則第3条1号、2号に定める正職員
- 本法人の就業規則第3条3号に定める契約職員のうち、1週間に4日以上勤務する者
- 本法人の就業規則第3条4号に定める嘱託職員のうち、1週間に4日以上勤務する者

(使用事由)

第4条

ヘルスケア休暇（以下、本休暇という。）の使用事由は、次の各号とし、1日又は半日を単位とする。

- 私傷病により休業日数が4日以上に及んだ場合
- その他本法人が認める場合

(付与日数)

第5条

本法人は毎年4月1日に所定労働日数に基づき、以下の通り本休暇を付与する。  
ただし、付与日までの期間の全労働日の8割以上出勤した職員に限る。

勤続年数	付与日数	
	週5日勤務	週4日勤務
6カ月以上 3年未満	10日	8日
3年以上 5年未満	20日	15日

5年以上 10年未満	40日	30日
10年以上	60日	45日

2 本休暇の有効期間は、付与日から1年間とする。

(申請手続)

#### 第6条

前条に基づき本休暇を使用するときは、療養を要する期間を記載した診断書を添付して別に定める申請書を総務部へ提出する。

(他の休暇、制度等との関係)

#### 第7条

本休暇は就業規則に定める年次有給休暇に優先して使用することが出来る。  
なお、健康保険の傷病手当金の申請期間中の使用は認めない。

#### 第8条 (細則)

本規程を実施するために必要な事項については、理事長が別に定める。

(改廃)

第9条 本規程の改廃については、理事会が決定する。

(附則)

この規程は2024年7月1日より施行する。